

## 浄化槽の法定検査を受けましょう

浄化槽は、汚水中の汚物を食べる微生物の働きを利用して、汚水を浄化する施設です。従って、浄化槽の中の微生物が十分に力を発揮できるように、適切な維持・管理が必要です。

浄化槽管理（設置）者の皆様には、浄化槽法で次の3つの義務があります。

- ①保守点検 浄化槽の機能を保つための点検、調整、修理や消毒剤の補給
- ②清掃 浄化槽内にたまった汚泥等の引き抜きや機器類の洗浄
- ③法定検査 浄化槽の維持管理が適切に行われ、浄化槽がきちんと機能しているかの確認

法定検査は熊本県が指定した検査機関（熊本県浄化槽協会）が行いますので、保守点検や清掃を行っていても、次の表に従って必ず検査を受けてください。

検査名	対象	回数
7条検査	新たに浄化槽を設置した人	浄化槽設置後3カ月から8カ月の間に1回
11条検査	浄化槽を設置している人	毎年1回

## 子ども食堂運営支援補助金

町では、子ども食堂の充実及び安定化を図り、誰一人取り残さないコミュニティの形成や地域の活性化を目指すことを目的に子ども食堂の運営や新規開設に係る経費の補助を行っています。

### 【補助対象事業】

#### ●運営支援事業

子ども食堂の運営に係る経費を補助します。

- (補助上限額) 開催回数に応じて次の額が上限となります。
- 年 4～10回 ……10万円
  - 年11～20回 ……20万円
  - 年21回以上 ……30万円



#### ●開設支援事業

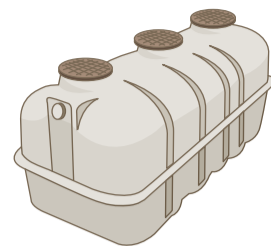
年度内に新たに子ども食堂を開設する団体に対し、新規開設に係る経費を補助します。開設支援事業は運営支援事業と併用可能です。

- (補助上限額) 1団体あたり……30万円

問 住民福祉課 子ども未来係 ☎0967-62-2911

## 浄化槽の使用休止の届出について

浄化槽法が改正され、長期間使用しない浄化槽については、決められた内容の清掃を行ったうえで、市町村に「浄化槽の使用の休止の届出」を行うことにより、浄化槽の清掃、保守点検および県浄化槽協会の定期検査（いわゆる11条検査）が免除されます。



ただし再開に当たっては、必ず市町村と、地域の清掃・保守点検業者にご連絡ください。

浄化槽の再開に向けた適切な処置を行わないと、し尿やその他の生活雑排水が処理されないまま放流されてしまい、近隣に多大な迷惑をかけることになる可能性があります。

詳しくは、建設課住宅係にお尋ねください。

問 建設課 住宅係 ☎0967-62-2912

## 「わたしと年金」エッセイ募集

年金について考えていただく機会として「わたしと年金」をテーマに、自分や家族と公的年金との関わりやあなたの考え、公的年金の大切さなどに関するエッセイを募集しています。

日本語で1,000～2,000字程度。氏名、ふりがな、年齢、住所、電話番号、職業または所属（会社名、学校名等）を明記してください。

- 応募資格 中学生以上
- 応募締切 9月8日（金）
- 発表 入賞作品は日本年金機構ホームページに全文を掲載する他、日本年金機構が発行する刊行物への掲載等を行う予定です。また、受賞者の氏名、年代、住所地の都道府県を公表します。
- 提出先 日本年金機構 相談・サービス推進部

問 情報提供推進グループ「わたしと年金」担当  
〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3-5-24  
☎03-5344-1100（代表）  
なお、郵送のみの受付とします。

警察職員採用試験申込み受付中です。  
●警察事務 8月14日（月）まで  
●警察官B 8月18日（金）まで  
※警察業務に関心をお持ちの方は、是非受験してください。

### 警察職員採用試験申込み受付中です。



協議会の模様



協議会委員さんと署員

令和5年度第1回協議会を6月15日、高森警察署で開催しました。今年度は、後2回開催される予定です。※今後も、協議会委員の方々の意見を反映させ、より地域に密着した警察業務の運営を行ってまいります。

### ◎第1回協議会について

高森警察署協議会委員は、高森町から2名、南阿蘇村から3名の計5名の委員で構成されています。高森町から、後藤祥之さん、豊田希さん、南阿蘇村から坂田一廣さん、河津謙二さん、渡辺百合子さんに協議会委員をいただいています。

### ◎高森警察署協議会委員

警察署協議会とは、警察署長が警察署の業務運営に住民などの意見を反映させるため、警察署長の諮問に応じ、警察署長に対して意見を述べるための機関で、警察法により、各警察署ごとの設置が義務づけられているものです。

### ◎警察署協議会とは

高森警察署  
☎0967-62-0110  
通報・相談 110  
高森警察署  
協議会の  
開催について

救助工作車の更新運用開始  
平成18年から運用してきた救助工作車を令和4年度に更新しました。これまでの救助工作車は、これまで管内の救助事業はもとより緊急消防援助隊では平成29年7月九州北部豪雨に、県内相互応援隊では熊本地震、令和2年7月豪雨など様々な災害現場に出動しました。今回更新したII型救助工作車は、車両の側面には阿蘇神社の楼門、くまモン、阿蘇山など様々なデザインを施しています。車両の下部には、ボディの補強及び防錆効果のある特殊塗装を施し、引き締まった仕上がりになっています。

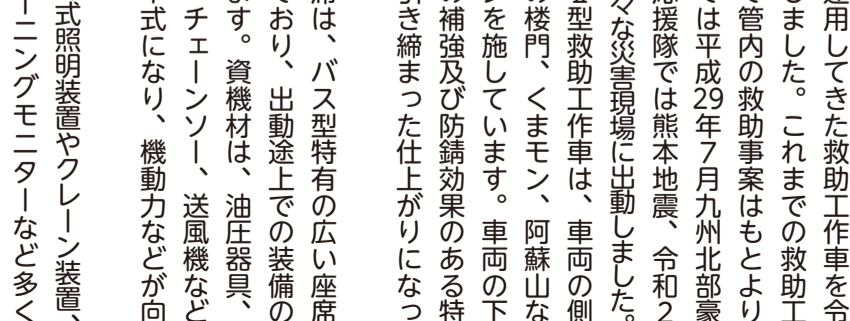
車両の後部座席は、バス型特有の広い座席空間が確保されており、出勤途上での装備の着装などが行えます。資機材は、油圧器具、パワーカッター、チェーンソー、送風機などが充電バッテリー式になり、機動力などが向上しています！

他にも屋上上昇式照明装置やクレーン装置、運転席設置のワーニングモニターなど多くの装備を備えています。いざという時、この車両が皆様の生命、財産をお守りできるよう、隊員も日々訓練に励んで参ります。ぜひ阿蘇市の消防本部まで車両見学にお越しください！



救助工作車の更新運用開始  
平成18年から運用してきた救助工作車を令和4年度に更新しました。これまでの救助工作車は、これまで管内の救助事業はもとより緊急消防援助隊では平成29年7月九州北部豪雨に、県内相互応援隊では熊本地震、令和2年7月豪雨など様々な災害現場に出動しました。今回更新したII型救助工作車は、車両の側面には阿蘇神社の楼門、くまモン、阿蘇山など様々なデザインを施しています。車両の下部には、ボディの補強及び防錆効果のある特殊塗装を施し、引き締まった仕上がりになっています。

他にも屋上上昇式照明装置やクレーン装置、運転席設置のワーニングモニターなど多くの装備を備えています。いざという時、この車両が皆様の生命、財産をお守りできるよう、隊員も日々訓練に励んで参ります。ぜひ阿蘇市の消防本部まで車両見学にお越しください！



消防南部分署  
☎0967-62-9034  
火災・救急 119  
なんでも  
南部分署